3　パネルは、最終報告書を発出する前において、パネルの手続のいかなる段階においても、全紛争当事国に対し友好的に紛争を解決するよう提案することができる。

4　全紛争当事国は、他の締約国に対し、1又は2の規定に従いパネルの手続が停止され、若しくは終了されたこと又はパネルが設置の根拠を失ったことを共同で通報する。

第十九・十五条　最終報告書の実施

1　パネルの認定及び決定は、最終的なものとし、かつ、全紛争当事国を拘束する。被申立国は、次のいずれかのことを行う。

(a)　問題となっている措置がこの協定に基づく義務に適合しないとパネルが決定する場合には、当該措置を適合させること。

(b)　被申立国がこの協定に基づく義務を履行しなかったとパネルが決定する場合には、当該義務を履行すること。

2　被申立国は、パネルが第十九・十三条（パネルの手続）17の規定に従って全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から三十日以内に、履行に関する自国の意図を申立国に通報し、及び次のいずれかを行う。

(a)　被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

(b)　被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない場合には、当該義務の履行のためにとることができる行動についての記載と共に、当該義務の履行のために必要であると認める合理的な期間を申立国に通報する。

3　被申立国は、1の規定に基づく義務を速やかに履行することができない旨の通報を2(b)の規定に従って行った場合には、当該義務を履行するための合理的な期間を与えられる。

4　可能な場合には、3に規定する合理的な期間は、全紛争当事国が合意するものとする。パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から四十五日以内に全紛争当事国が当該合理的な期間に合意することができない場合には、紛争当事国は、パネルの議長及び他の紛争当事国への通報を行うことにより、パネルの議長が当該合理的な期間を決定するよう要請することができる。その要請については、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から百二十日以内に行う。

5　4の規定に基づいて要請が行われた場合には、パネルの議長は、当該要請を受領した日から四十五日以内に、全紛争当事国に対し合理的な期間についての決定及び当該決定の理由を提示する。

6　パネルの議長が決定する合理的な期間は、指針として、パネルが全紛争当事国に対して最終報告書を発出した日から十五箇月を超えるべきではない。当該合理的な期間は、特別の事情がある場合には、短縮し、又は延長することができる。

7　被申立国は、自国が1の規定に基づく義務を履行したと認める場合には、申立国に対して遅滞なく通報する。被申立国は、その通報に、当該義務の履行を達成していると認める措置の説明、当該措置が効力を生ずる日及び当該措置の文書がある場合には当該文書を含める。

第十九・十六条　履行状況の審査（注）

注　第十九・六条（協議）の規定に基づく協議は、この条の規定に基づく手続については、必要とされない。

1　前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務の履行のためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性について全紛争当事国の間に意見の相違がある場合には、当該意見の相違については、その解決のために再招集されるパネル（以下この章において「履行状況審査パネル」という。）の利用によって解決する。申立国は、被申立国への通報を行うことにより、履行状況審査パネルを再招集するよう要請することができる。申立国は、他の締約国に対してその要請の写しを同時に提供する。

2　1に規定する要請は、次のいずれか早い時の後においてのみ行うことができる。

(a)　前条（最終報告書の実施）の規定に従って定められる合理的な期間が満了した時

(b)　被申立国が前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行した旨を同条2(a)又は7の規定に従って申立国に通報した時

3　履行状況審査パネルは、自己に付託された事案の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、次の事項に関するものを含む。

(a)　被申立国が前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行するためにとった行動についての事実関係

(b)　被申立国が前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行するためにとった措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性

4　履行状況審査パネルは、報告書において次の事項を記載する。

(a)　全紛争当事国及び第三国の主張を要約した説明部分

(b)　この条の規定の下で生ずる問題の事実関係及びこの協定の規定の適用可能性についての認定

(c)　前条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行するためにとられた措置の有無又は当該措置とこの協定との適合性に関する決定

(d)　(b)に規定する認定及び(c)に規定する決定を行った理由

5　履行状況審査パネルは、1の規定に基づいて要請が行われた場合には、当該要請の日から十五日以内に再招集される。履行状況審査パネルは、可能な場合には、その再招集の日から九十日以内に全紛争当事国に対して中間報告書を発出し、その後三十日以内に全紛争当事国に対して最終報告書を発出する。履行状況審査パネルは、いずれかの報告書を該当する期間内に発出することができないと認める場合には、当該いずれかの報告書を発出するまでに要する期間の見込みと共に、遅延の理由を全紛争当事国に通報する。

6　1の規定に基づいて行われる要請の日から履行状況審査パネルが最終報告書を発出する日までの期間は、百五十日を超えてはならない。

第十九・十七条　代償及び譲許その他の義務の停止

1　代償及び譲許その他の義務の停止は、被申立国が合理的な期間内に第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行していない場合に利用することができる一時的な措置であるが、これらのいずれの措置よりも、同条1の規定に基づく義務を履行することが優先される。代償は、任意に与えられるものであり、また、代償が与えられる場合には、この協定に適合するものでなければならない。

2　被申立国は、次のいずれかの場合において、申立国からの要請があったときは、相互に受け入れることができる代償を策定するために交渉を開始する。

(a)　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行する意図を有しないことを申立国に通報する場合

(b)　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）2の規定に従って申立国に通報しない場合

(c)　被申立国が合理的な期間の満了までに第十九・十五条（最終報告書の実施）7の規定に従って申立国に通報しない場合

(d)　被申立国が第十九・十五条（最終報告書の実施）1の規定に基づく義務を履行していないと履行状況審査パネルが前条（履行状況の審査）の規定に従って決定する場合

3　申立国は、次のいずれかの場合には、その後いつでも、無効化又は侵害の程度と同等の程度の譲許その他の義務の被申立国に対する適用を停止する意図を有する旨を被申立国及び他の締約国に通報することができるものとし、並びにその通報が受領された日の後三十日目の日に当該譲許その他の義務の停止を開始する権利を有する。

(a)　全紛争当事国が、2の規定に従って行われた要請が受領された日の後三十日以内に代償について合意することができなかった場合

(b)　全紛争当事国が代償について合意したが、被申立国がその合意の条件を遵守しなかった場合

4　3の規定にかかわらず、申立国は、次のいずれかの場合には、3に規定する譲許その他の義務の停止を開始する権利を行使してはならない。

(a)　9の規定に従って審査が行われている場合

(b)　相互に合意する解決が得られた場合

5　3の規定に従って行われる通報には、意図する譲許その他の義務の停止の程度を明記し、及び申立国が譲許その他の義務を停止することを提案する関連分野を記載する。